

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◁ “その他の小規模宅地の特例”にも脚光

Q：小規模宅地評価減特例で80%評価減が認められる宅地のうち「国営事業用宅地等」と「特定同族会社事業用宅地等」について教えてください。

A：「国営事業用宅地等」とは、国の事業の用に供されている宅地等（特定郵便局用宅地等）で、相続によりその宅地等を取得した親族がおり、その親族から相続開始後5年以上その宅地を国の事業のために借り受けることが証明された一定の宅地等とされている。

さらに、「特定同族会社事業用宅地等」は、相続開始直前に被相続人が所有する株式等の総数その法人の発行済株式総数の50%以上である法人の事業の用に供されていた宅地等で、その宅地等を取得した一定の親族がおり、その親族が相続開始時から相続税の申告期限まで引き続きその宅地等を所有し、かつ、申告期限まで引き続きその法人の事業の用に供されている宅地等をいうこととされている。

この改正は、平成6年1月1日以後の相続等により取得した小規模宅地等について適用されるが、平成6年1月から施行日までの間の相続については、小規模宅地等を取得したすべての者が旧法を選択した場合に限り旧法の規定による申告も認められることとされている。

